

令和7年1月6日
観光スポーツ文化部スポーツ振興課

下関北運動公園内体育施設に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関北運動公園内体育施設に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の選定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下関市議会の議決を得る必要があり、下関市議会令和7年第4回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

記

1 選定の概要

(1) 施設の概要

① 下関球場（オーヴィジョンスタジアム下関）

施設規模 30,500m² (敷地面積)

施設内容 • 本壘～中堅 122m 両翼100m 天然芝

夜間照明設備6基（内野4基、外野2基）、スコアボード

収容人員 25,000人

• 屋内練習場2室、ブルペン2棟、事務室、会議室2室、ロッカールーム2室（シャワールーム各4ブース）、貴賓室、放送室、医務室、トイレ、エレベーター

② 下関第二球場（オーヴィジョンスタジアム下関第二球場）

施設規模 15,000m² (敷地面積)

施設内容 • 本壘～中堅112m 両翼91m 天然芝

収容人員 3,000人

• 本部室、スコアボード

③ 下関北運動公園庭球場

施設規模 3,350m² (敷地面積)

施設内容 • テニスコート4面、壁打ち1面

砂入人工芝、夜間照明設備17基

• クラブハウス（事務室、更衣室、トイレ）

(2) 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(3) 指定管理候補者の概要

①名 称 ミズノスポーツサービス株式会社

②所在地 大阪市中央区北浜四丁目1番23号
③主な業務内容 スポーツ施設・飲食店の経営及び管理業
スポーツウェア・用品・用具の販売及び輸出入
各種スポーツ推進の経営

2 選定までの経緯

令和7年 8月19日 公募により応募団体を募集
令和7年 9月 2日 説明会の実施
令和7年 9月16日 受付開始
令和7年 9月30日 受付の終了
令和7年10月20日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関球場、下関第二球場及び下関北運動公園庭球場）から下関市長が意見書を受理
令和7年10月24日 下関市が指定管理候補者を選定

（1）応募資格

- （1）法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
 - （2）民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
 - （3）指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定の取消しを受けていること。
 - （4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
 - （5）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
 - （6）過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けた後、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
 - （7）インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。
 - （8）施設に設置する従業員の中に、次のア又はイに掲げる資格を有する従業員をそれぞれ当該ア又はイに定める人数配置することが出来ること。
 - ア 公益財団法人日本スポーツ施設協会が認定するスポーツ施設管理士又は上級スポーツ施設管理士 1人
 - イ 甲種防火管理者 1人
- ※アのスポーツ施設管理士又は上級スポーツ施設管理士の資格を有する従業員は、仕様書6職員の配置（1）に定める総括責任者を兼務するものとして選任す

る必要があります。

※イの甲種防火管理者にあっては、令和7年度中の取得見込を含むことができることとします。

(9) 共同事業体の場合には、構成する全ての団体が（1）から（7）までの条件を全て満たすとともに、応募時に「共同事業体協定書」を提出し、また、選定後協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること。なお、（8）の要件については、構成する団体のうち、いずれかの団体によってア及びイの要件を満たし、又はア若しくはイの要件を満たしていること。

(10) 現地説明会に参加すること。

(2) 応募状況

説明会参加団体数 1 団体

申込書提出団体数 1 団体（ミズノスポーツサービス株式会社）

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関球場、下関第二球場及び下関北運動公園庭球場）が開催され、ここにおいて、応募者から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション等により総合的に審議された結果、応募団体についての意見が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、指定管理候補者を選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（下関球場、下関第二球場及び下関北運動公園庭球場）の委員（12人）

【学識経験者】 松崎 守利（公立大学法人下関市立大学教養教職機構教授）

【経営・財務に関する有識者】 河村 啓二（一般社団法人山口県中小企業診断士協会会員）

【スポーツ振興関係者】 青木 博美（下関市スポーツ推進委員協議会副会長）

【スポーツ振興関係者】 浜岡 藤生（下関市スポーツ協会副理事長）

【利用代表者】 小田 伸治（下関市スポーツ協会評議員）

【利用代表者】 酒井 好男（下関市スポーツ協会理事）

【利用代表者】 永田 聰（下関市スポーツ協会副理事長）

【利用代表者】 石井 富可志（下関市スポーツ協会監事）

【利用代表者】 正村 真弓（下関市スポーツ協会理事）

【利用代表者】 鮎屋 雅志（下関市スポーツ少年団本部本部長）

【利用代表者】 石川 裕之（山口県高等学校野球連盟副理事長）

【行政代表者】 永岡 裕治（下関市観光スポーツ文化部次長）

※委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

各委員100点満点の採点方式により選定することとし、以下2項目全てに該当する団体を選定することとしました。なお、最低制限基準は60点以上としました。

①過半数の委員が最低制限基準以上の採点である。

②採点の平均が最低制限基準以上である。

※審査基準は、別添①指定管理候補者選定（審査）の基準・着眼点のとおり

6 選定結果

（1）選定委員会の審査結果

	委員①	委員②	委員③	委員④	委員⑤	委員⑥	委員⑦	委員⑧	委員⑨	委員⑩	委員⑪	委員⑫
採点	93	84	82	88	79	87	79	77	66	88	91	71
平均点	82.1											

（2）指定管理者選定委員会での主な意見

- ・財務状況について
- ・施設の維持管理について
- ・収支計画書の収入について
- ・県立下関武道館との一体管理・活用について
- ・自主事業の内容について
- ・施設の利用について

（3）議事録（要点）

※別添② 第1回下関市指定管理候補者選定委員会（下関市本庁管内体育施設及び下関北運動公園内体育施設）議事録（要点）のとおり

【注意】

（1）選定委員会の審査結果中の①～⑫の委員は、議事録中の①～⑫の委員それぞれ同一の委員ではありません。

7 選定結果

下関市は、指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、ミズノスポーツサービス株式会社を指定管理候補者へ選定しました。

（1）選定された団体の提案内容

別添③ 提案概要のとおり

（2）選定の主な理由

ア 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各

号に規定する基準に照らし、適當と認めたこと。

イ 下関市指定管理候補者選定委員会（下関球場、下関第二球場及び下関北運動公園
庭球場）における審議の結果、適當であるとの答申があつたこと。

8 指定管理料提案額

5年間の平均額 76, 246千円

5年間の合計額 381, 230千円